

日にJCPOAへの参加の停止を一方的に発表し、それ以降米国はJCPOAに関する活動に加わっていないことを再確認した。参加国は、したがって米国を参加国と見なすことはできないと再確認した。これに関連して、参加国はまた、JCPOAのコーディネーターとしての8月20日の上級代表の声明を含む、国連安全保障理事会で以前に作成された様々な声明ややり取りを再確認し、米国は国連安全保障理事会決議2231の下における国連制裁の再開に向けたプロセスを開始することはできないと再確認する。

参加国は、8月26日付けのイランとIAEAの共同声明を歓迎し、その実施はすでに始まっている。これに関連して、参加国は、核兵器不拡散の約束の監視と検証を担当する唯一の公平で独立した国際機関としてのIAEAの重要な役割を想起した。

合同委員会は、核および、合意に基づいた制裁解除の課題について取り組んだ。専門家たちは、懸念される全ての課題について引き続き議論する。

参加国は核不拡散プロジェクト、特にアラクでの近代化プロジェクトと、フォルドゥでの安定同位体プロジェクトの重要性を改めて表明した。アラク除外を終了するという5月の米国の決定のにより予想される結果を考慮し、参加国はプロジェクトの継続に対する強力な支援と共同責任を改めて表明した。(略)

出典:EU外務局HP

https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/84643/chairs-statement-following-1-september-meeting-joint-commission-joint-comprehensive-plan_en

アクセス日:2021年4月22日

イラン核問題に関する合意文書(JCPOA)



2015年7月14日、イランとE3/EU+3(E3は英・仏・独、+3は米・中・露を指す)は、2002年に発覚したイランの核開発疑惑の解決に向けた交渉で最終合意に達した。このとき合意された文書が「共同包括的行動計画」(JCPOA=Joint Comprehensive Plan of Action)であり、しばしば「イラン核合意」と呼ばれる。困難を克服して達成された外交的成果であるが、米国のトランプ政権が2018年に一方的に離脱したことによって、合意の将来が危ぶまれてきた。2020年になりバイデン政権の誕生により米国のJCPOA復帰が期待されるが、余談を許さない状態が続いている。

❖共同包括的行動計画(JCPOA)(抜粋)❖ 2015年7月14日、ウィーン

序

E3/EU+3(中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国、そして、EUの外務・安全保障政策担当高等代表)とイランは、この歴史的な共同包括的行動計画(JCPOA)を歓迎する。この行動計画は、イランの核計画が平和目的に徹することを保証し、この問題に関する関係国のアプローチの根本的な転換をもたらすであろう。関係国は、JCPOAの完全な履行は地域と国際の平和と安全に寄与すると期待する。イランはいかなる場合にも、どのような核兵器も求めず、開発せず、入手しないことを再確認する。

イランは、このJCPOAが、科学的かつ経済的な考察に沿い、JCPOAに準拠し、信頼を築き国際協力を奨励する見通しをもって、イランが平和目的に徹した固有の核計画を進めることを可能にする

であろうと期待する。この文脈で、JCPOAに述べられている最初の相互的に決められた制限のあとには、濃縮活動を含むイランの平和的核計画が、平和目的に徹し、かつ国際的な核不拡散規範に合致した商業的活動へと、合理的なペースで段階的に進むことになる。

E3/EU+3は、このJCPOAの履行により、イランの核計画が平和目的に徹した本性をもつことについての信頼を徐々に高めることができると期待している。JCPOAは、濃縮活動や研究開発を含むイランの核計画の範囲について合意された制限とともに、実際の必要に沿って相互に決定されたパラメーターを反映している。JCPOAは、透明性と検証を提供する包括的な手段を通じるなどによって、E3/EU+3の懸念に対処している。

JCPOAは、イランの核計画に関係する全ての国連安保理による制裁に加え、多国間及び単一国による制裁の包括的な解除をもたらす。それには、貿易、金融、エネルギー分野におけるアクセスに関する措置が含まれる。

前文および総則

- i、ii (略)
- iii イランはいかなる状況下においても、いかなる核兵器をも求め、開発し、または取得しないことを再確認する。
- iv イランがJCPOAを成功裏に履行すれば、イランは、NPTの下で平和目的での核エネルギーの権利を全面的に享受する、
- v JCPOAは、イランの核開発に関連する多国間及び各国による制裁のみならず、国連安全保障理事会のすべての制裁の包括的解除をもたらすであろう。
- vi～viii (略)
- ix JCPOAの履行を監視するため、E3/EU+3とイランからなる合同委員会が設置され、JCPOAに規定された役割を果たす。
- x IAEAは、JCPOAに詳述される自主的な核関連措置を監視・検証するよう求められる。
- xi～xiii (略)
- xiv E3/EU+3は、JCPOAの締結が、この問題の検討に根本的な変化をもたらすことを確認するとともに、イランとの新たな関係を構築する希望を表明し、JCPOAを承認する決議案を国連安全保障理事会に提出する。
- xv～xvi (略)

イランおよび E3/EU+3 は、JCPOA および附属文書に記載された時系列に従い、以下の自発的措置をとる。

核

A. 濃縮、濃縮の研究と開発、備蓄

- 1 イランの長期計画は、最初の8年間における特定の研究と開発(以下「R&D」)活動への一定の制限を含む、あらゆるウラン濃縮及びウラン濃縮関連活動に関する合意された制限を含んでおり、その後、平和目的に限った濃縮活動の次の段階に向け、合理的なペースで、漸進的にすすむ。
- 2 イランは、IR-1遠心分離機の10年以内の段階的削減開始する。同期間中にイランは、ナタンズにおける濃縮能力として、IR-1遠心分離機を、5060基を上限として維持する。ナタンズでの過剰な遠心分離機及び濃縮関連設備はIAEAの継続的な監視の下で保管される。
- 3 イランは、濃縮に関するR&Dを、濃縮ウランを蓄積しないような方法で継続する。
- 4 IR-1遠心分離器の段階的削減の期間中、イランは、附属文書 I に示したものを除いて、他の種類の遠心分離器を製造もししくは組立てしない。
- 5 イランは、その長期計画に基づいて、15年間、ナタンズ濃縮施設に限定してウラン濃縮関連活動(完全に保障措置されたR&Dを含む)を実行する。ウラン濃縮のレベルは最高3.67%に維持する。また、フォルドウでは、いかなるウラン濃縮及びウラン濃縮R&Dも行わず、いかなる核物質も保持しない。

- 6 イランは、フォルドウの施設を核物理及び核技術センターに転換する。科学共同事業体の形態も含めた国際協力体制が、合意された研究領域において確立される。フォルドウの6つのカスケードを形成する1044基のIR-1遠心分離機はその一翼となる。これら6カスケードの内2つは、ウラン無しで運転され、適切なインフラストラクチャの変更を行ってアイソトープの安定製造装置に転換される。他の4つのカスケードは、関連するすべてのインフラストラクチャを含めて休止状態とする。他のすべての遠心分離機及び濃縮関連インフラは、IAEAの継続的な監視下で撤去・保管される。
- 7 15年にわたり、イランは六フッ化ウラン(UF₆)または同等の他の化学形態で、最高濃縮度3.67パーセントの濃縮ウランの備蓄を、300キロを上限に維持する。

B. アラク、重水、再処理

- 8 イランは、合意された概念設計に基づき、濃縮度3.67パーセント以下のウラン燃料を使用して、アラクの重水研究炉を再設計、改造する。同研究炉は、平和的な原子力研究と医療用・産業用の放射性同位元素の生産を維持する。再設計・改造されるアラク原子炉は、兵器級プルトニウムを生成しない。
- 9 イランは、将来の電力を軽水炉に依存し、国際的な技術進歩の動向と歩調を合わせ、必要な燃料供給の保証を含めた、強化された国際協力のもとで研究を進めることを計画する。
- 10 イランは15年間、追加の重水原子炉や重水の蓄積はしない。
- 11 イランは、将来と現在のすべての電力用及び研究用原子炉のすべての使用済燃料を、処理・廃棄のために海外に搬出する意図を有する。
- 12 イランは、今後15年間、さらにその後の心積もりにおいても、使用済み燃料再処理や使用済燃料の再処理が可能な施設の建設について、いかなる取り組みもしない。

C. 透明性と信頼醸成措置

- 13 イランは、追加議定書の第17条b)に従い、暫定的に包括的保障措施協定の追加議定書の適用を受ける。
- 14 イランは、その核計画に関連する過去及び現在の懸念される論点に対処するための取り決めを含め、IAEAと合意した「過去から現在までの未解決問題説明に向けたロードマップ」を完全に履行する。
- 15 イランは、IAEAが透明性措置を履行するとともに、自発的措置の履行状況を監視することを容認する。これらの措置には以下を含む：IAEAのイランへの長期的滞在；精鉱プラントでイランによって生産されるウラン精鉱に対する25年間にわたる監視；20年間にわたる遠心分離器のローターとベローズの封じ込め及び査察；オンライン濃縮度測定、電子封印を含む、IAEAが承認し認可した近代技術の使用；15年間にわたりIAEAのアクセス上の問題を迅速に解決するための、信頼性あるメカニズム。
- 16 イランは、ウラン及びプルトニウム冶金活動等、核爆発装置の開発に寄与しうる活動は、R&Dレベルを含め実施しない。
- 17 イランは、国連安全保障理事会決議によって承認されたJCPOAの調達チャンネルに協力し、それに従い行動する。

制裁

- 18 JCPOAを承認する国連安全保障理事会決議は、合意された核関連措置の、IAEAの検証を伴うイランによる履行と同時に、イラン核問題に関する既存の安保理決議（決議1696(2006年)、1737(2006年)、1747(2007年)、1803(2008年)、1835(2008年)、1929(2010年)、そして2224(2015年)）のすべての条項を解除し、特定の規制を確立するものとなる。
- 19 EUは、イランが合意された核関連措置についてIAEAの検証を伴う履行を行うと同時にEU規則の核関連の経済・金融制裁諸条項等を解除する。
- 20 EUは、採択日から8年後、もしくはIAEAがイランの核物質の全てが平和的活動に留まっているとのより広い結論に達した日のいずれか早い日に、EU規則の拡散関連の制裁の履行条項を解除する。

- 21 米国は、合意された核関連措置のイランによる履行がIAEAによって検証されると同時に、イランとの金融取引の停止等に関する制裁を停止し、爾後、停止を継続する。
- 22 米国は、商業用旅客機及びその部品、関連役務のイランへの販売を許可する。
- 23 米国は、採択日から8年後、もしくはIAEAがイランの核物質の全てが平和的活動に留まっているとのより広い結論に達した日のいずれか早い日に、核関連物質または役務の調達に関する制裁措置を、米国が他の非核兵器国に対してとっているアプローチに合致するよう解除、もしくは終了させるための適切な法的行動を追求する。
- 24～25 (略)
- 26 EU は、JCPOA で規定された紛争解決プロセスに反しない限り、JCPOAの下で解除された制裁の再適用あるいは再賦課を行わないものとする。核問題に関する国連安保理の新たな制裁や、核問題に関するEU の新たな制裁や制限措置が課せられることはないものとする。JCPOA を持続させ、附属書Ⅱで定められた制裁解除の全面的な利益をイランが達成することへの妨害を防ぐために、米国は誠実に最善の努力を払うものとする。米国政府は、JCPOA で規定された紛争解決プロセスに反しない限り、大統領と議会それぞれの役割に従い、JCPOA の下で適用を解除された附属書Ⅱで定められた制裁の再適用あるいは再賦課を行わないものとする。米国政府は、大統領と議会それぞれの役割に従い、核問題に関する新たな制裁を課さないものとする。イランは、このような附属書Ⅱで定められた制裁の再適用あるいは再賦課、また、このような核関連の新たな制裁の賦課を、イランが本JCPOA の約束の履行を完全にまたは部分的に停止する根拠として扱うことを表明した。
- 27～33 (略)

履行計画

- 34 履行のためのマイルストーンは以下のとおりである。
- i 妥結日とは、JCPOA の交渉が E3/EU+3 とイランの間で妥結された日。続いて遅滞なく、国連安全保障理事会に JCPOA を承認する決議の提出が行われる。
 - ii 採択日とは、国連安全保障理事会が JCPOA を承認してから 90 日後、または JCPOA 参加者の相互の合意によって決定される日のどちらか早い方である。その時点で JCPOA が発効する。
 - iii 履行日とは、核関連措置に関するイランによる履行を検証する IAEA 報告と同時に、EU と米国が制裁解除等を実行する日である。
 - iv 移行日とは、採択日から 8 年目、あるいは、IAEA がイランに残る核物質が引き続きすべて平和目的であるとのより広い結論に到達したことを示す報告書を IAEA 事務局長が提出した日のいずれか早い日である。
 - v 国連安全保障理事会決議の終了日とは、JCPOA を承認する国連安全保障理事会決議が採択日から 10 年をもって終了する日である。
- 35(略)

紛争解決メカニズム

- 36 イランが、E3/EU+3の一部またはすべての国が本JCPOAの約束を履行していないと信じた場合、イランは問題を紛争解決のための共同委員会に付託することができる。同様に、E3/EU+3のいずれかの国が、イランが本JCPOAの約束を履行していないと信じた場合、E3/EU+3のいずれの国も、問題を共同委員会に付託することができる。共同委員会は、コンセンサスにより期限が延長されない限り、15日間で問題解決を図る。共同委員会の検討の後、どの当事国も、法令順守の問題が解決されていないと信じるならば、問題を外務大臣に付託することができる。外務大臣は、コンセンサスによって期限が延長されない限り、15日間で問題の解決を図る。共同委員会での検討の後、外務大臣レベルでの再検討と並行して（またはその代わりに）、問題を提起した当事国が、その行動に問題があると指摘された当事国のいずれかは、諮問委員会に問題の検討を依頼できる。諮問委員会は、紛争当事国がそれぞれ指名した各 1 名と、独立した第三者 1 名の計 3 名で構成

される。諮問委員会は、15日以内に法令順守の問題について拘束力のない意見を提出しなければならない。この30日間のプロセスで問題が解決されない場合、共同委員会は、問題解決のために諮問委員会の意見を5日以内に検討する。それでも問題を提出した当事国が満足できる解決に至らない場合、そして問題を指摘した当事国が、問題が重大な不履行を含むと考えた場合、その当事国は、問題を本JCPOAによる約束の履行を一部または完全に停止する根拠とすることができる、同時に／あるいは、重大な不履行を含むものとして問題を国連安保理に通告することができる。

37 (略)

附属文書Ⅰ - 核関連措置 (略)

附属文書Ⅱ - 制裁関連コミットメント (略)

附属文書Ⅲ - 民間原子力協力 (略)

附属文書Ⅳ - 合同委員会 (略)

附属文書Ⅴ - 履行計画 1 (略)

出典 : 国連HP

<https://www.undocs.org/S/2015/544>

アクセス日 : 2021年4月7日

9. 米国の対イラン12項目要求



米国のJCPOA離脱の理由は何か。この疑問への答えがポンペオ米国務長官の講演「交渉のその後：新しい対イラン戦略」(米ヘリテージ財団、2018年5月21日)に要約して述べられている。その講演録から、ポンペオが主張する12項目の対イラン要求を抽出して掲載する。12項目の文言は、原文の忠実な翻訳である。

❖ ポンペオ米国務長官の対イラン12項目の要求 ❖

マイク・ポンペオ米国務長官

2018年5月21日

- ① IAEAに過去の核開発計画の軍事面を全て申告し、完全に放棄する。
- ② ウラン濃縮を中止し、プルトニウム再処理を追求しない。重水炉も閉鎖する。
- ③ 国内全ての施設に対するIAEAの査察を認める
- ④ 弾道ミサイルの拡散を止め、核搭載可能なミサイル開発を中止する。
- ⑤ 虚偽の容疑で拘束されている米国や同盟国などの全市民を解放する。
- ⑥ レバノンのシーア派組織ヒズボラ、パレスチナのイスラム主義組織ハマスなど中東のテロ組織への支援を中止する。
- ⑦ イラク政府の主権を尊重し、シーア派民兵の武装解除を容認する。
- ⑧ イエメンのフーシ派に対する軍事支援を中止し、平和的な政治解決を目指す。
- ⑨ シリアからイラン指揮下にある全部隊を撤退させる。
- ⑩ アフガニスタンや周辺でのタリバンや他のテロリストの支援を止め、アル・カーイダ指導者の潜伏容認を中止する。
- ⑪ イラン革命防衛隊の精鋭コッズ部隊によるテロリストや民兵支援を停止する。
- ⑫ 米同盟国を多く含む隣国への脅迫行動を中止する。それにはイスラエル破壊の脅迫、サウジアラビアやアラブ首長国連邦へのミサイル発射、国際航行への脅迫、サイバー攻撃などが含まれる。